

## モデル地区の選定の考え方（案）

1. 「避難指示区域（既に解除された地域を含む。）及び周辺の地域」については、まずは、避難指示区域（既に解除された地域を含む）を有する市町村と避難指示区域に隣接する市町村及び浜通りの市町村※に対して、復興庁、環境省、林野庁の3省庁及び福島県で訪問し、モデル事業に係る関係市町村の意向確認を行いつつ、候補地の絞り込みを行う。

※避難指示区域（既に解除された地域を含む）を有する市町村：

田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

避難指示区域に隣接する市町村：

いわき市、相馬市、二本松市、伊達市、広野町

浜通りの市町村：

(いわき市)、(相馬市)、(南相馬市)、(広野町)、(楡葉町)、(富岡町)、(川内村)、(大熊町)、(双葉町)、(浪江町)、(葛尾村)、新地町、(飯舘村)

< ( ) は再掲 >

2. 取組の総合性（2事業以上の組み合わせ）、具体性や波及性等を考慮し、モデル地区として相応しい内容か否か、総合的に判断し、10ヶ所程度（市町村各1ヶ所を上限）を選定する。